

北斗市告示第111号

次のとおり建設工事について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により、各工事に共通する資格および事項を公告する。ただし、この公告の規定によりがたいときは、工事ごとに行う公告において定めるものとする。

平成21年12月28日

北斗市長 海老澤 順 三

改正 令和 7年 7月 1日 北斗市告示第74号

1 入札参加資格

単体企業または共同企業体の構成員として入札に参加しようとする者は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 北斗市競争入札参加資格者として、一般競争入札に付する工事ごとに定める工種に登録されていること。
- (2) 北斗市競争入札参加資格者指名停止基準（平成18年2月1日施行）による指名停止を、当該工事に係る資格認定申請書の提出の際、受けていないこと。
- (3) 当該工事に対応する許可業種について、当該工事の入札に参加する時点において、許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。
- (4) 過去15年間に、元請として、当該工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事の施工実績があること。
- (5) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者および主任技術者を適正に配置できること。
- (6) 当該工事の入札に参加する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申し立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) その他当該工事ごとに定める入札参加資格を満たしていること。
- (8) 他の当該入札に参加しようとする者（以下「他の参加者」という。）と資本または人事面において関連がある場合は、アまたはイに掲げる場合に該当しないこと。
 - ア 他の参加者の発行済株式総数の100分の50を越える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を越える出資をしている場合
 - イ 当該他の参加者の代表権を有する役員と、入札に参加しようとする者の代表権を有する役員を兼ねている場合
- (9) 他の参加者のうちに協同組合、協業組合、企業組合その他これらに類するものがある場合は、その構成員でないこと。

2 入札参加資格の認定申請等

- (1) 入札に参加しようとする者は、施行令第167条の5の2の規定により一般競争入

札に参加する者に必要な資格として更に定めた資格の認定について、必要な書類を添付した資格認定申請書を下記により、市長に申請しなければならない。なお、総合評価落札方式による試行入札の場合は、その際に工事ごとに定める技術提案書をあわせて提出すること。

ア 申請の期間 当該工事ごとに定める。

イ 申請の方法 資格の認定を受けようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書に市長が必要と認める書類を添付し、持参により提出しなければならない。

ウ 申請書の提出先 当該工事ごとに定める。

(2) 審査結果は、申請期間終了後 8 日以内に申請者に通知する。

(3) 入札参加資格を認められなかった者は、前号の通知に付されたその理由の説明を、次に定めるところにより市長に求めることができる。

ア 提出期間 前号の通知があった日の翌日から起算して 2 日以内

イ 提出場所 当該工事ごとに定める。

ウ その他 書面（様式は自由）の提出は、持参によることとし、郵送またはファクシミリによる提出は認めない。なお、総合評価落札方式による試行入札のための技術提案書は封書のうえ、工事名および提出者名を表記して提出すること。

(4) 市長は、前号により説明を求められたときは、入札期日の前日までに書面により回答する。

3 契約条項を示す場所

当該工事ごとに定める。

4 入札参加資格の取り消し

入札参加資格を認められた者が次のいずれかに該当することになったときは、当該者に係る入札参加資格を取り消し、その旨を書面により当該者に通知する。

(1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当すると認められるとき。

(2) 提出された申請書その他の書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(3) 北斗市競争入札参加資格者指名停止基準による指名停止を受けたとき。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 当該工事に係る設計図書等は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 当該工事の公告の日から入札期日の前日まで

イ 閲覧場所 当該工事ごとに定める。

(2) 入札に参加しようとする者は、閲覧期間中、設計図書等の写しの交付を求めることができる。この請求は、閲覧場所において行うものとし、交付は有料とする。

(3) 入札に参加しようとする者は、質問書を提出することにより、設計図書等の内容について説明を受けることができる。

ア 提出期間 当該工事ごとに定める。

イ 提出先 当該工事ごとに定める。

ウ 提出方法 持参による。

(4) 前号の説明は、質問回答書により行い、入札期日の前日まで閲覧場所において閲覧に供する。

6 入札の方法

- (1) 入札をしようとする者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記し、指定する日時までに指定の場所に提出しなければならない。
- (2) 代理人において入札をする場合には、入札前にその委任状を提出しなければならない。

7 入札執行の日時および場所等

- (1) 日時 当該工事ごとに定める。
- (2) 場所 当該工事ごとに定める。
- (3) その他
 - ア 入札回数は、予定価格の事前公表のみ 1 回とする。
 - イ 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求められることがある。

8 入札保証金

入札保証金は当該工事ごとに定める。

9 落札者の決定方法

北斗市契約事務規則（平成 18 年 2 月 1 日施行）第 12 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者、また、同規則第 17 条の規定により最低制限価格を設けたときは、この価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、総合評価落札方式による試行入札の場合については、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、価格および技術提案をもって入札し、施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定の場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、入札価格と技術提案の評価点数について、工事ごとに定める方法によって得られた数値が最も高い者を落札者とする。
- (2) 得られた数値の最も高い者が 2 人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札および入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加資格者であっても、審査後、指名停止を受け、入札執行時点において指名停止期間中である場合に、その者のした入札
- (3) 落札者となった者であっても、入札執行後、指名停止および営業停止を受け、本契約締結時点において指名停止期間中である場合は、その者を契約者としなかったことがある。

11 その他

詳細は、当該工事ごとに行う公告および入札心得等による。